

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年6月28日

岩手県医療局長 佐々木 信

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程（昭和42年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～11 [略]</p> <p>12 別表第1に掲げる職にある職員であって次の各号のいずれかに該当するものの平成25年4月から平成26年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～11 [略]</p> <p>12 別表第1に掲げる職にある職員であって次の各号のいずれかに該当するものの平成25年4月から同年6月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>13 別表第1に掲げる職にある職員であって次の各号のいずれかに該当するものの平成25年7月から平成26年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1) 本庁に置かれる職で別表第1の2種若しくは3種の区分の適用を受ける職員又は病院に置かれる職で同表の1種から3種までの区分の適用を受ける職員（統括副院長又は副院長の職にあるものを除く。） 100分の15</p> <p>(2) 本庁に置かれる職で別表第1の4種の区分の適用を受ける職員又は病院に置かれる職で同表の4種若しくは5種の区分の適用を受ける職員（4種の区分の適用を受ける職員にあっては、副院長の職にあるものを除く。） 100分の10</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。